

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

ケアプラザの設置目的である「地域の方々がいままで住み慣れた地域で暮らす」を実現するために、困ったとき・必要な時に気軽に相談できる場所があるというのは住民の皆様にとっては安心感に繋がります。

ケアプラザの持つ多様な機能、役割、人財を効果的に投入し生活の安心を創出していくことがケアプラザの役割だと感じております。そのことを踏まえて

- ①総合相談においては地域のワンストップ窓口として、たらいまわしにせず一旦受け止め、関係機関に「繋ぐ」役割を果たしていきます。
- ②地域に行く場所があることは、高齢者のみならず、子育て世代や障がい者にとって重要です。多目的ホール等のケアプラザの機能を使って、各種自主事業を行い「集う場」の提供を行っていきます。
- ③何に困っているかを言語化できない方は大勢いらっしゃいます。その思いに寄り添いながら上手に手をお貸しする「専門職という人材」を提供します。
- ④地域の各種問題（高齢化、人手不足等）を地域の方々や関係機関の方と共に「見える化」することにより、地域の方々と将来を考え、よりよい町にしていく「地域活性化」の役割も担っていると考えています。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題をどのように把握・分析し、地域ケアプラザとしてどのように地域の将来像に向けて取り組んでいくか、具体的に記載してください。

●六角橋地区（全7町内会、人口 13,552人、高齢者人口 3242人、高齢化率 23.9%）

地区内には、六角橋商店街や神奈川大学があり日中の人通りも多くにぎやかな反面、全世代ともに1人暮らし世帯率が高い地域です。木造住宅密集地帯であり、防災に関する自治会町内会の意識が高い地域です。シニアクラブや町内会などの集まる機会は多く、民生委員の積極的な関わりがあります。利便性の良さから都内などに働きに出る人も多いため、日中独居高齢者も多く要援護者の把握が困難で災害時の対応に不安があります。また、子育て世代も多く地域での子育て支援に熱心な地域です。

町内会ごとの自治会館がないため、ケアプラザを拠点として様々な活動が多い地域です。「まち×学生プロジェクト」により、六角橋自治連合と神奈川大学とのつながりができ、認知症啓発を目的としたオレンジプロジェクト、多世代交流が可能なキャンドルナイト等、いくつかの定例のイベントができました。活動が4年、5年と続く中で、学生の世代交代による活動の継続性が課題となっています。学生が変わってもイベントが継続できるような仕組み作りをしていきます。

●神北地区（全10町内会、人口 11081人、高齢者人口 2536人、高齢化率 22.9%）

神奈川区内でふれあい活動員の登録数が1番多く、民生委員・ふれあい活動を連合全体で支援熱心に行われています。山側のエリアと平地のエリアでは地域課題が異なり、山側のエリアでは市営バスの路線が廃止され、日常の買い物に課題がある一方、平地のエリアでは、ここ数年で進んだ新しいマンションの建設により住民の入れ替わりが激しくなっているため、自治会での把握が困難になり、問題が見えにくくなってきています。

地域カフェが神北地区全体で4か所立ち上がり、地域食堂も立ち上がるなど身近な場所で集まれる場所が住民の力によって運営されています。民生委員が直接自宅に行って地域カフェにお誘いするなど、外出の機会としても有効に利用されています。

日常の買い物等への移動の課題については、移動支援としてデイサービスの送迎車両の空き時間を利用するなどの定期的な運用のトライアルが始まっています。1つの町内会に限られているため、支援者を増やし運営が安定し、同じ課題をもつ他のエリアへの事例となるよう支援していきます。

●白幡地区（全8町内会、人口 13,721人、高齢者人口 3186人、高齢化率 23.2%）

丘陵地であり住宅が多い反面、商業施設は少なく、また、道路が狭く階段もある為に車が入れないような道もあります。バスなどの公共交通機関の便も良くないことから、買い物など外出に不便であるとの声が聞かれます。しかしながら、各自治会町内会での活動が盛んであり、町会ごとの会食会や連合を中心に行われる「ときめき白幡」などの活動があります。地域行事は盛んに行われ、住民の交流が多く持っている地域と考えておりますが、それを支える自治会町内会の役員さんの担い手不足と高齢化などの問題も考えなければならない問題です。

地域ケアプラザからは1番遠い地区ですが、地区センターでの出張相談会も定着し、アウトリーチしていくことを意識しています。

西町では地域ケア会議、協議体として話しあいを重ねてきたことから、地区ボランティアの立ち上がりにつながりました。

各町での支え合う仕組み作りのサポートと共に、白幡全体の福祉保健計画の推進のための支援をしていきます

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域の自治会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会などの団体とはケアプラザで行う運営協議会の委員となつていただくとともに、教育機関等へは各種会議への職員の参加という形で連携を深めていきます。

行政とは各職種ごとの定期的な会議などにおいて顔の見える関係を醸成し、また地域包括支援センターにおいては個別ケースの情報共有などで連携していきます。

区社協とも上記の会合等を通じ連携を深めていきます。

また、上記の関係機関とは「地域福祉保健計画」の支援チーム会議や、推進会議においても連携していきます。

区内他ケアプラザとは各種職種会を通じて、共同自主事業を行ったり、それぞれのケアプラザの情報などを共有することにより、事業の調整を行っていきます。

地区施設間連携会議を行い、ケアプラザ、地区センター、コミュニティハウス、区社会福祉協議会、区民活動支援センター、老人福祉センターと隔月で情報共有をし、年間事業日程の確認や、共催の事業の企画をしていきます。

隣接した港北区のケアプラザとも連携し、事業の共催や情報交換を行います。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

社会福祉法人若竹大寿会は、平成元年から始まった活動の積み重ねのなかで、自ら大切なものとして定義づけてきた「法人の使命」「職員の誓い」「法人のあるべき姿」の三つのキーワードを、法人と職員の行動の方向付けとしています。

そして介護業務や相談業務にあたる職員はもちろん、例えば調理や運転業務など様々な業務にあたる職員も含めた全職員に対し、この三つのキーワードの意味と、そのキーワードにたどり着いた法人活動の歩み、そしてこれから全職員で力を合わせて果たしていくべき仕事の役割について、繰り返し教育し浸透させています。

以下、三つのキーワードについて説明します。

1. 法人の使命（理念）

法人の使命

（法人の理念）

若竹大寿会は、
職員一丸となって人を幸せにします
人が大切にされる世の中を創ります

これは通常、「理念」という言葉で表現される法人の活動目的の定義です。しかし「理念」という言葉は若い職員になじみが薄く、額に掲げて日常的には忘れ去られる恐れがあるため、当法人では「使命＝果たすべき役割」と表現し、「法人の使命＝職員の果たすべき役割」として徹底を図っています。

具体的な職員教育のなかで、我々の仕事の目的は人を幸せにすることであることを教え、その上で「介護」や「相談」などの専門性を活かし、目の前の一人一人の方に寄り添うことができるよう指導しています。また、福祉職として「人を幸せにすること」に際して、一人だけの専門性でなく、それぞれの専門家や機関が連携を行うことで、一人ではできない支援を生み出すことの大切さも教えています。さらに、日々の地道な活動の結果、「人が大切にされる地域を創ることに貢献する」ことを、法人の究極の活動目的として追い求めています。

2. 職員の誓い

職員の誓い

私たちの目指すもの、
それは自分自身が親にしてあげたいお世話
自分自身の子どもにひらきたい未来
自分自身が利用したいサービス

当法人は平成元年より活動を開始していますが、当時、介護は家族が行うことが当然で福祉の世話になるのは一部の限られた人々であり、逆に福祉の世話になることは恥ずかしいことだと見なされていました。その結果、福祉サービスの従事者ですら、行っているサービス自体が自分には関係のないもの、与えてあげるもの、文句を言わず受けるべきものとする人々が見受けられ、サービスの質はなかなか向上しませんでした。

その時代に当法人では、「自分自身が、当事者として求めるものをこの世の中に作り出していこう」と職員に呼びかけ、職員の誓いとして「私たちの目指すもの、それは自分自身が親にしてあげたいお世話、自分自身が入りたいホーム」という標語を、日本の中でもいち早く掲げました。その後提供サービスが施設だけでなく在宅に広がることにより、「ホーム」の言葉が「サービス」へ、さらに障がい児・者支援に広がることにより、「自分自身の子供にひらきたい未来」が加えられていきました。

その結果例えば、自分自身の身になれば決して望まないであろう身体拘束の法人内全サービスでの廃止を長年実現していますが、これだけの規模で継続的に身体拘束の全廃を実現できていることは全国でもあまり例のないことです。

当法人の職員は、採用時にこの言葉の意味を教育されます。その後、この誓いの言葉を記載された書面に、ひとり一人署名し、直接理事長に手渡して、誓うことで、正式な職員として採用されます。

3. 法人のあるべき姿

法人のあるべき姿

地域の信頼を得て
地域を支え、地域に支えられる法人

かつて高齢者介護は、特別養護老人ホームに入所することでしか受けられない時代がありました。その時代に当法人は特別養護老人ホーム若竹苑の一施設だけで、全神奈川区と鶴見区の一部を支えていました。そして、限られた施設のなかだけでは人々を救いきれないことに気がつき、市内の社会福祉法人として最も早く地域に目を向け、上記の言葉を法人のあるべき姿として掲げ、在宅支援の活動に出て行きました。訪問介護や訪問給食、訪問入浴と、社会福祉法人に活動の機会が広げられるたびに、サービスと活動範囲を広げ、その結果、市内の社会福祉法人のなかで、最も多くの介護保険サービスを提供できる法人、7カ所の地域ケアプラザを運営する法人、通常の訪問介護サービスに加え定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの指定を受けている法人、職員総数1,400名の市内最大規模の社会福祉法人として、地域を支える活動を広範囲に展開しています。

4. 法人の実績

①CCRCの実現

法人の概要は別紙「様式4」（インデックス5）でご確認いただくとして、特徴的な活動について付け加えさせていただきます。

平成18年3月にスタートした介護老人福祉施設「わかたけ青葉」同年9月にオープンした介護老人保健施設「リハビリポート青葉」そして平成26年4月に第1期オープンし、12月に全てが建てられたサービス付き高齢者住宅「わかたけの杜」。ここで私たちが目指したものは、CCRC（Continuing Care Retirement Community（継続介護付きリタイアメント・コミュニティ））の概念で首都圏で実現できないかということでした。元気な時はサービス付き高齢者住宅で過ごし、介護が必要になっても、24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護とクリニック往診で支え、それでも在宅が難しいとなったら、介護施設に移るという流れの中で、全てが近隣エリアに存在し、住み慣れた地域で暮らし続けるという「地域包括ケア」の具現化を青葉区奈良の壮大な土地を借用することができるというチャンスを生かし、実現することができました。また高齢初期段階で居住する「わかたけの杜」も住居の配置に工夫を凝らし、長屋風にすることで隣近所との関係が良好に保たれるように設計しています。この工夫された建築に対して、27年度に経済産業省のグッドデザイン賞を受賞いたしました。

またその地域包括ケアの有効性については、現在田園調布学園大学の村井祐一教授のご協力を得て、研究室の学生らとフィールドワークを進めています。そのため「わかたけの杜」には学生用の部屋を設けてあり、定期的に学生達が来るといふ期待感も居住されている方々から好評を得ています。



わかたけの杜（サービス付き高齢者住宅）

②地域支援事業

公的な事業ではなく、法人が独自及び協働で行う社会福祉活動（地域支援事業）のうち、特徴のある事業について記載します。介護保険事業等での収支を活用した社会福祉法人としての設立理念を具現化する取り組みです。

◆『アットホームみなかん』（神奈川区）

UR団地の一面を法人で借り入れ、運営は地域の自治会有志にお願いしています。元々は市のモデル事業として始まった事業ですが、2年間のモデル事業後に補助が無くなり、UR賃貸料が多額のため継続が困難との結論になった話しですが、地域の多くの方々の熱意で、費用を法人負担とすることで継続に至りました。

担当エリアの片倉三枚地域ケアプラザの職員による健康教室の他、地域有志の方々による活発なサロン運営がなされており、地域の拠点として無くてはならないものになっています。

◆かながわライフサポート事業（生活困難者に対する相談支援事業）

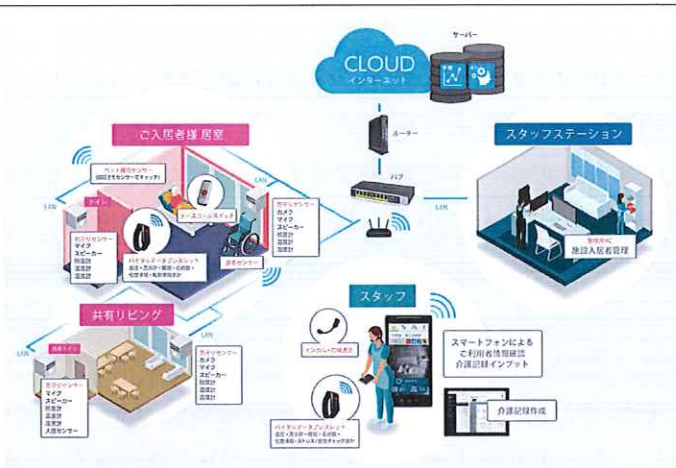
神奈川県社協が事務局となって、県内の社会福祉法人で事業に賛同したところが拠出した資金で基金を作り、今すぐ経済的な支援が必要という方々に研修を修了した相談員（コミュニティソーシャルワーカー）が面接して支援するという仕組みです。

援助の必要性は相談員の判断によるので、即決性が高く「明日ガスが止められる」「明日食べるものがない」といった緊急性の高い案件に対して直ぐに資金援助ができることが利点です。

この取り組みに関しては賛同する社会福祉法人募集の第1期から手を挙げ、資金を拠出し、相談員の研修修了者8名が時によっては県内の遠方まで相談に伺っています。

③総合介護システムの研究開発

介護の現場では「業務記録に追われる」「夜間巡視の負担大」「ナースコールに手が回らない」などスタッフに過度な負担が強いられており、それが職員不足などに繋がってきています。



これらを克服するため、法人としてトヨタ生産方式をベースにした業務改善の取り組みを実践してきましたが、さらなる改善を図るため理事長を中心にプロジェクトを立ち上げ、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）を活用した業務支援システムを開発しました。

青葉区にある介護老人福祉施設「わかたけ青葉」で実証実験を開始し、令和2年4月に開所する介護老人福祉施設「わかたけ南」において正式運用予定としています。

これらの活動の他、法人内外の研修発表の場として「横濱みらいケア実践発表大会」の開催や横浜市受託の「高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業」を行っております

これらの活動は「人を幸せにする」ということを大切に、地域や行政等からのSOSは先ず受けるということを実践してきた結果と自負しております。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

限られた予算のなかで多くの方々を支える充実した活動を行う、それが少子高齢化の日本の、そして横浜の福祉活動にとって極めて重要な課題になっています。知恵を出して様々な工夫を行う、これも地域ケアプラザのような公的な活動を担う団体には、もっとも求められることであると考えます。

そのためには、職員の隅々までコスト意識、厳しい経営環境に負けない前向きな姿勢、そして適切な予算執行管理が必要であると考えます。

当法人の財務状況および経営管理については、行政当局からも指導監査などの局面で、市内でも優れているという評価をいただいておりますが、そこに至るために下記のような積み上げを行ってきました。

1. 企業会計に基づき、会計事務所の協力による執行管理

社会福祉法人などの経営管理能力については、厚生労働省などからもしばしば一般企業に比べ脆弱と指摘されています。

当法人は、会計処理における過誤や不正などの防止のため、介護保険が始まる以前より会計事務所を入れて基本的な経理処理は全面的に外部委託としています。

また特殊な社会福祉法人の会計を企業会計のルールで表現する手法を開発し、通常は1年が終わらないと収支が分からないことが多い社会福祉法人の中で、月次で執行状況を把握し、対予算・対前期と比較しながら問題点を把握し、素早く対応をとる体制を全国でも最も早く構築しています。

2. コスト意識を持った職員の育成

上記で把握した月次の数字は、それぞれの項目が具体的に分かる表にされ、毎月各事業所毎に所長と現場のリーダー達が参画し、会計事務所も参加する事業所ごとの施設経営会議で公開され検討されます。そして、さらに問題を追求するために必要なデータがあれば、それについて会計事務所に詳細分析を求め、問題点が改善されます。例えば、水道代や電気代などで、一年間のデータの変化を前年データと比較したり、法人内の他の事業所と比べたりすることで様々な対策を発見した事例があります。

また福祉の職員は会計数字にはなじみがないため、リーダーとなる段階の教育研修の中で会計事務所による数値の見方の研修が行われ、財務の専門知識を習得します。

3. 法人としてのコスト把握、財務管理

月次のデータは、まず事業所ごとにその事業所の幹部職員で検討されますが、次の段階では法人内地域ケアプラザの所長会議でそれぞれの数字や活動状況が報告され、共通の問題点や対策案の共有が行われます。

また、理事長が参画して毎月行われる法人全体の経営会議で報告され、法人全体の財務状況借入金などの状況も含めて共有されます。会議では理事長から、横浜の団体や全国福祉施設経営者協議会介護保険部会の最新の情報・制度動向などが説明され、それらが経営方針に反映されます。

4. 制度改定など、困難な経営環境に負けない職員意識の育成

前記の様々な職員教育に加え、三年に一度の介護保険改訂時にはその前年度に、今後の法人を担う次世代リーダーを集めて、改訂対応のプロジェクトチームが生まれ一年間の活動が行われます。このプロジェクトでは国や横浜市の制度改定の方角やその理由が、理事長をはじめとする幹部職員から詳しく説明され、改訂内容の理解が行われます。その上で、逐一入ってくる審議会などの情報が分析され改訂の方角が予測され、またそれに対する対策案が検討されます。

その結果は、法人全体の経営会議にも報告され、必要な場合はそれに対応するための、人事異動や人材採用の戦略が練られます。その結果、他の法人の多くが、改訂が公表されてから初めて対策を考え、結果として対応に半年から一年の遅れをとるのに対し、当法人では改訂直後から適切な対応をとることができます。またこの間に行われている状況の理解により、キーになる職員達は厳しい制度改定に対しても被害的な意識ではなく、前向きに取り組む姿勢を持つことができます。

5. 予算の執行状況、法人税等の滞納の有無

令和元年度当初予算の執行状況ですが、上半期における法人累計額の予算費を示します。

収入対予算比	101.8%
(支出) 人件費	99.8%
(支出) 事業費等	101.1%
収益	101.2%

ほぼ予算どおりの執行状況で推移しております。

法人市民税及び社会保険料等の滞納はありません(インデックス13、16、17及び18)

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長(予定者)及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

1. 職員の確保について

- ①法人全体で多くの専門職を採用し、また採用後も専門資格の取得支援を行っています。福祉保健・介護サービスの人材不足が業界の課題ではありますが、法人のスケールメリットを活かし、安定して職員の確保を行っています。
- ②法人内で毎年約20名の介護支援専門員受験者、約30名の介護福祉士・社会福祉士受験者など、新たな資格取得にチャレンジしています。職員の活躍支援のための法人内異動制度もあり、職員一人ひとりの希望や適性を踏まえ、地域ケアプラザの事業展開に適切な職員を、法人内職員を中心に確保します。
- ③地域採用の新規スタッフの確保も法人内の既存7地域ケアプラザでのノウハウを活かし、適切で効率的な人材の獲得を行います。

2. 職員の適正な配置について

- ①地域ニーズに適合した仕事をするために人員配置基準はもちろんのこと、基準以上の必要な配置を積極的に行います。また、育児休業、介護休業、有給休暇取得の推奨、またライフスタイルに合った勤務時間や日数の勘案も行い、働きやすい職場環境をつくります。法人内の事業所では神奈川県「グッドバランス賞」を受賞するなど、ワークライフバランスに配慮した取り組みを行っています。今後は横浜市の「健康経営」の認証も進めていきます。
- ②人員基準を遵守し、適正な職員配置を行います。
- ③ケアプラザ単体ではなく法人のスケールメリットをいかしたキャリアパスのシステムを導入しています。法人全体で職員の確保と適切な配置を有効的に行います。また職員の能力が発揮できる人事評価制度(職群別資格等級制度)により働きがいのある職場作りを行います。
- ④有資格者が必要な職種については、単に資格を持っているだけではなく福祉・医療などの経験を重視した採用・配置を心がけ、専門性の高いサービスの提供ができる体制をつくります。ま

たスキルの高い法人内部職員によるOJTの実施などの新人育成カリキュラムを有しています。

- ⑤内部研修・外部研修や自己研鑽なども含め職員育成し、能力のある職員は、ふさわしい職場や職種に配置します。現在の職場では能力を発揮できない職員についても、育成のための面接を行い、その職員の能力や適正に応じた職種や職場の提供を行います。
- ⑥相談業務やご利用者様の対応を適切に行うために、ケアプラザ内の他部署の事業状況を十分に相互理解し、また業務の連携を図ります。
- ⑦未経験もしくは経験の浅い職員も、当該ケアプラザ内での育成のみでなく、法人内7地域ケアプラザのヨコのつながり（包括部会・地域交流部会・居宅部会・通所部会）で情報交換や相互研修などを行います。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

- ①それぞれの専門分野の能力を高めることは当然のことながら、地域で活動する一員として地域での問題や課題などは自らの問題と認識し解決できるよう、意識を高めるとともに内部研修や外部研修を通じて専門性の向上を目指します。
- ②一人一人の高い専門性に対してより相乗効果を生むためにも、各職種・各部門の使命を果たした上で連携・協力できるように組織体制を構築しチーム作りを行っていきます。
- ③基本となるコミュニケーション能力を高めるために、専門講師の講座を受講していきます。「自己理解と気づき」「自発性」「親密さ」を通して「自律性」を身につけることにより、円滑な人間関係作りができる職員を育成します。
- ④新規開設メンバーや新任職員は、法人が運営する地域ケアプラザでの事前研修を約1ヶ月間行い、ケアプラザ職員として必要となる基本的な知識や技術を学びます。
- ⑤年間の研修計画として、以下の8項目を全職員の必須研修とし実施しています。



- ・法人理念、就業規則、倫理規定などの法人ルール
- ・個人情報保護、プライバシー保護
- ・権利擁護（人権、身体拘束廃止、虐待防止など）
- ・接遇、コミュニケーション
- ・防災訓練、避難所開設訓練
- ・リスクマネジメント
- ・感染症予防
- ・認知症の理解とケア

氏名	研修項目	研修日時	研修場所	研修内容	研修結果
山田 太郎	法人理念・就業規則	10/10	本社	法人理念・就業規則の学習	○
山田 太郎	個人情報保護	10/10	本社	個人情報保護の学習	○
山田 太郎	権利擁護	10/10	本社	権利擁護の学習	○
山田 太郎	接遇・コミュニケーション	10/10	本社	接遇・コミュニケーションの学習	○
山田 太郎	防災訓練	10/10	本社	防災訓練の参加	○
山田 太郎	リスクマネジメント	10/10	本社	リスクマネジメントの学習	○
山田 太郎	感染症予防	10/10	本社	感染症予防の学習	○
山田 太郎	認知症の理解とケア	10/10	本社	認知症の理解とケアの学習	○

- ⑥職員個別の「いきいき個人研修記録シート」で一人ひとりの職員に対し、修めるべき必須研修と、職員の専門性や経験に応じた個別の研修を年間でわかりやすく管理します。

<法人共通の人材育成の仕組み>



1. 法人として職員の育成カリキュラム（別紙「社会福祉法人 若竹大寿会 人材育成体系」参照）があり、採用年次による定期的な研修（別紙「年間研修カリキュラム」）とフォローアップ体制をとっています。

研修を体系化するとともに、法人として人材育成に重きを置いていることを具現化するため、念願であった独自の研修センター（左

写真/神奈川県平川町）を平成22年に設置しています。「人を大切にする」人材育成の仕組みは専門誌等でもたびたび紹介され、全国から見学者も訪れる取り組みに成長しました。

①法人共通事項を明確化するために、「わかたけブック」を作成し、毎年更新しています。

これは「理念編」「ルール編」「資料編」の3部からなっており、常勤非常勤問わず全職員に配布し、法人研修や各事業所での研修に活用しています。



②法人主催の研究発表会「横濱みらいケア実践発表大会」を毎年1回開催し、法人内・外より20演題程度の発表を行っています。一部は市民公開講座として、地域の方々への関心の高い内容で専門講師を招き学ぶ機会としています。

③専門性の高い職員の育成のため、専門学会等での研究発表を積極的にを行っています。日々の取り組みを一生懸命行うことで満足せず、課題解決のための取り組みを仮説を立て論理的に行うことで、成果を出すことにこだわる事ができる専門職を育成します。研究発表は、その成長の機会ととらえ、法人内全施設・全部門が取り組んでいます。

過去の実績の一例として、仙台で行われた平成27年度全国包括支援センター研究発表大会において、法人内地域ケアプラザの「地域ケア会議の取り組み」と「相談情報データを地域で見える化する取り組み」の発表を行っています。

地域ケア会議をまちづくりにつなげよう

横浜市六角橋地域ケアプラザ

社会福祉法人
若竹大寿会

横浜市六角橋地域ケアプラザの概要

【沿革】1997年12月1日法人発足。地域福祉の推進、高齢者福祉の向上、地域ケアプラザの運営（地域福祉センター）の役割を担っており、現在13施設あり、地域福祉の推進に貢献しています。また、介護保険の推進、地域ケアプラザの運営に貢献しています。また、介護保険の推進、地域ケアプラザの運営に貢献しています。



【施設】13施設あり、地域福祉の推進、高齢者福祉の向上、地域ケアプラザの運営（地域福祉センター）の役割を担っており、現在13施設あり、地域福祉の推進に貢献しています。また、介護保険の推進、地域ケアプラザの運営に貢献しています。

ケア会議「まちづくり会議」

【概要】まちづくり会議は、地域福祉の推進、高齢者福祉の向上、地域ケアプラザの運営（地域福祉センター）の役割を担っており、現在13施設あり、地域福祉の推進に貢献しています。また、介護保険の推進、地域ケアプラザの運営に貢献しています。

ケア会議2「サンさんケア会議」

【概要】サンさんケア会議は、地域福祉の推進、高齢者福祉の向上、地域ケアプラザの運営（地域福祉センター）の役割を担っており、現在13施設あり、地域福祉の推進に貢献しています。また、介護保険の推進、地域ケアプラザの運営に貢献しています。

ケア会議3「包括エリア会議」

【概要】包括エリア会議は、地域福祉の推進、高齢者福祉の向上、地域ケアプラザの運営（地域福祉センター）の役割を担っており、現在13施設あり、地域福祉の推進に貢献しています。また、介護保険の推進、地域ケアプラザの運営に貢献しています。


相談データを地域の課題解決に活用～GISで地域の課題を見る化・共有をしよう～

横浜市六角橋地域ケアプラザ

社会福祉法人
若竹大寿会

横浜市六角橋地域ケアプラザの概要

【沿革】1997年12月1日法人発足。地域福祉の推進、高齢者福祉の向上、地域ケアプラザの運営（地域福祉センター）の役割を担っており、現在13施設あり、地域福祉の推進に貢献しています。また、介護保険の推進、地域ケアプラザの運営に貢献しています。



【施設】13施設あり、地域福祉の推進、高齢者福祉の向上、地域ケアプラザの運営（地域福祉センター）の役割を担っており、現在13施設あり、地域福祉の推進に貢献しています。また、介護保険の推進、地域ケアプラザの運営に貢献しています。

課題と取り組み

【課題】地域福祉の推進、高齢者福祉の向上、地域ケアプラザの運営（地域福祉センター）の役割を担っており、現在13施設あり、地域福祉の推進に貢献しています。また、介護保険の推進、地域ケアプラザの運営に貢献しています。

【取り組み】地域福祉の推進、高齢者福祉の向上、地域ケアプラザの運営（地域福祉センター）の役割を担っており、現在13施設あり、地域福祉の推進に貢献しています。また、介護保険の推進、地域ケアプラザの運営に貢献しています。

MMシステム

【概要】MMシステムは、地域福祉の推進、高齢者福祉の向上、地域ケアプラザの運営（地域福祉センター）の役割を担っており、現在13施設あり、地域福祉の推進に貢献しています。また、介護保険の推進、地域ケアプラザの運営に貢献しています。

独自のシステムとして「MMシステム」を作成しました！

データ入力システム

【概要】データ入力システムは、地域福祉の推進、高齢者福祉の向上、地域ケアプラザの運営（地域福祉センター）の役割を担っており、現在13施設あり、地域福祉の推進に貢献しています。また、介護保険の推進、地域ケアプラザの運営に貢献しています。

集計・分析システム

【概要】集計・分析システムは、地域福祉の推進、高齢者福祉の向上、地域ケアプラザの運営（地域福祉センター）の役割を担っており、現在13施設あり、地域福祉の推進に貢献しています。また、介護保険の推進、地域ケアプラザの運営に貢献しています。

マップ化システム

【概要】マップ化システムは、地域福祉の推進、高齢者福祉の向上、地域ケアプラザの運営（地域福祉センター）の役割を担っており、現在13施設あり、地域福祉の推進に貢献しています。また、介護保険の推進、地域ケアプラザの運営に貢献しています。

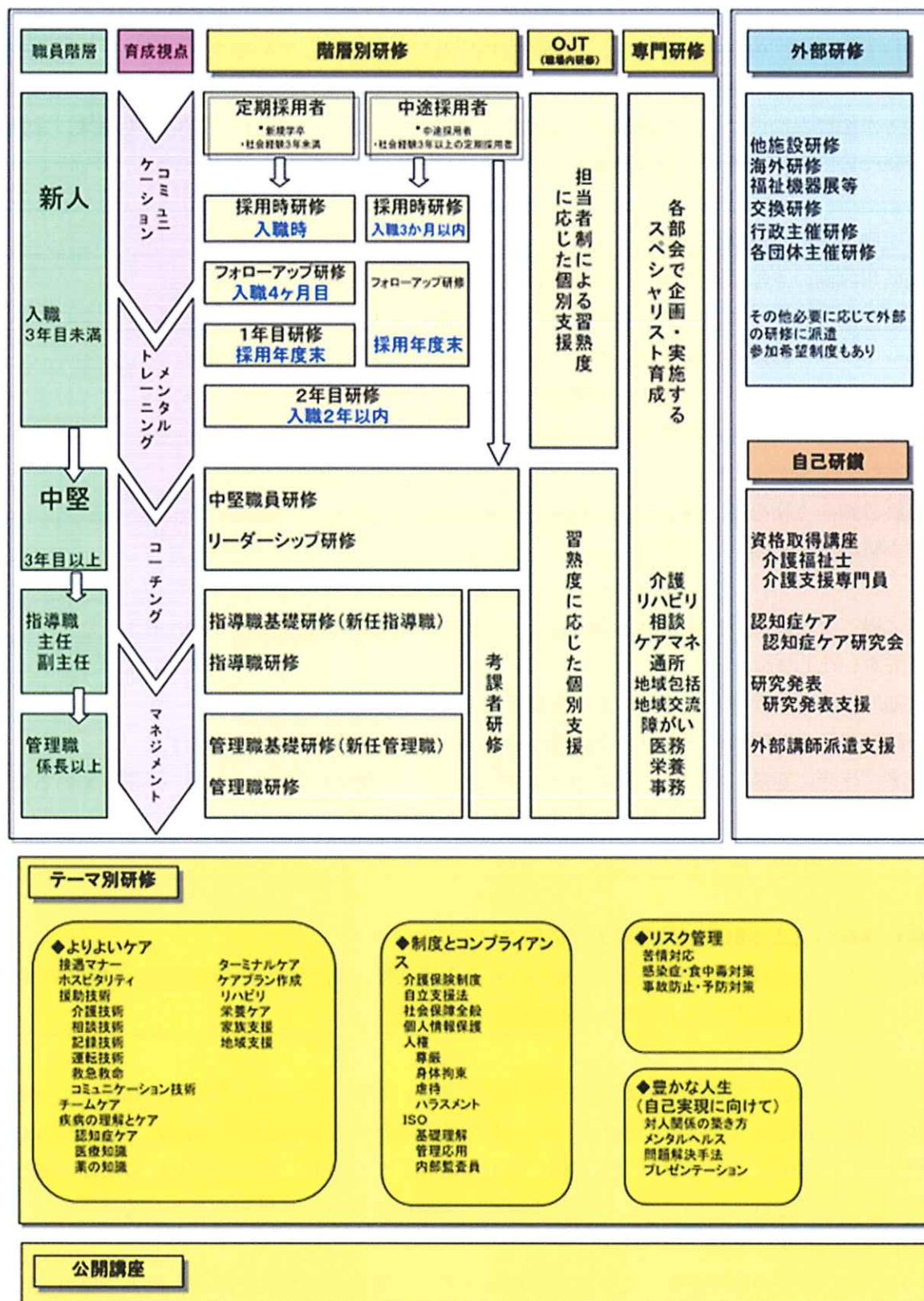
MMシステムとは

【概要】MMシステムは、地域福祉の推進、高齢者福祉の向上、地域ケアプラザの運営（地域福祉センター）の役割を担っており、現在13施設あり、地域福祉の推進に貢献しています。また、介護保険の推進、地域ケアプラザの運営に貢献しています。

社会福祉法人 若竹大寿会 人材育成体系

「人を大切にする」という法人の使命を実現していくのは、一人ひとりの職員です。その職員が輝くための支援を人材育成の核として、「自ら考え、自ら行動し、自ら輝く」職員を育成支援します。

楽しいから頑張れる・一人ひとりが輝ける・若竹大寿会は職員を大切にしている法人です。



4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

市民が利用する公共施設としての意識を持ち、安全性の確保と良好な機能保持のため、施設全体の維持管理は専門の業者に委託し、定期的な保守及び点検を行っていきます。

具体的には下記の部分について信頼の置ける業者への委託を行い、報告書は必ず管理者が確認し、修繕等が必要な箇所については施設の運営に支障がでないように早急に対応いたします。また委託業者については定期的な供給者評価を行うようにいたします。

- ①月 1 回以上の全館清掃とワックスがけ
- ②消防用設備の点検を年 2 回、自主的な消防設備点検を年 2 回
- ③設備巡回点検として、空調、衛生、電気の各設備を月 1 回
- ④エレベーターの直接点検を 3 ヶ月に 1 回及び監視システムによる毎月点検
（エレベーターはフルメンテナンス契約とします）
- ⑤自動ドアの点検を 3 ヶ月に 1 回
- ⑥配水管の点検を年 1 回
- ⑦建築設備の点検を年 1 回
- ⑧害虫駆除を年 1 回

快適に過ごすために、来館される方々にとって温かい雰囲気を感じていただけるような工夫をいたします。

- ①定期的な植栽の管理及び四季の花々を植えるなどの環境作りを行います。
- ②季節に合わせた飾り付けなど、季節感や安らぎを与える環境作りを行います。
- ③ケアプラザに登録しているご利用団体の方と一緒に、「清掃&交流会」を行い、使っている施設は自分たちで清掃し、清掃後に団体同士が交流できる機会を作ります。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

1. 事故防止について

事故の発生はさまざまな要因が重なったときであり、事故になっていたかもしれないような出来事は常日頃から起きているというハインリッヒの法則を活かして、たまたま事故にならなかったが、ひやりとした案件を「ひやりハット事例」として収集して分析し、事故の防止につなげ、職員の意識を高める活動を行っています。これによって、同様の事故が再び起きることを防ぐのにとても効果を上げています。

とはいえ、全ての事故を防ぐことは難しいのですが、事故が発生した際は、法人で磨き上げてき

た事故対応のマニュアルに基づき、素早く、適切な処置が行えるようになっていきます。その際には必ずご家族にご連絡して状況を的確に説明し、納得していただいた上で行うことを心がけています。

2. 災害対策

いつ起こるかわからない災害について、法人としては「災害対策マニュアル」を整備しており、緊急連絡網と災害発生時等の職員配置体制ガイドラインを設け、組織全体で火災等、不測の事態に対応できる体制を整えています。年2回の法定訓練はもちろんのこと、地域の方と協力しての訓練や災害時の協力体制の整備、特別避難場所であることの周知や地域の災害ボランティアネットワークへの参加などを通じて、ケアプラザが災害時に地域住民と協力して活動できる体制を整えていきます。

また地震だけではなく、風水害時の避難場所としても活用していただけるように、区役所の所管部署と連携を図り、協力してまいります。

3. 急病時対応

法人として、事故発生時の対応法は「事故対応マニュアル」に沿って行います。特にケアプラザは高齢者だけでなく、乳幼児、障がい者の利用も多いことから、急変対応についてはその点も考慮した研修を行っております。館内には、AEDを設置し急病者に備え、職員も救命救急の研修を毎年行います。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

1. 日頃の備えについて

- ◆震度5強以上の地震が発生した場合の職員参集規定を定期的に職員間で確認をします。
- ◆応急備蓄物資として市から配布を受けている物資の適正な管理に加え、大型バッテリーなど昨今の災害発生状況を考慮した物品を整備します。

2. 訓練について

- ◆「福祉避難所開設・運営マニュアル」に基づき、災害発生を想定した福祉避難所開設訓練を実施します。
- ◆「福祉避難所情報共有システム」を利用した全市の訓練に参加します。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

1. 建物への被害について

- ◆建物に被害が出た場合には、直ちに必要な措置を講じ、区や関係機関に速やかに報告します。
- ◆二次災害防止の観点から、直ちに安全対策を講じます。

2. 避難者支援について

- ◆震災以外の風水害や都市災害の発災時にも、区からの要請に対して、できる限り被災者の援助活動を行います。

3. ネットワーク構築

- ◆エリア内の医療機関・介護事業者・居宅介護支援事業者等と、災害時連携の協議やケア会議を実施することで、ネットワーク構築を行います。
- ◆発災時には被害の情報を収集し、ツイッター等の SNS を通して発信します。
- ◆平時における地域の自治会町内会等で実施する災害時要援護者支援の取組を支援します。
- ◆日頃よりエリアの消防署・消防団・自衛消防組織等との顔の見える関係づくりを行います。

4. 受援のための備え

- ◆広域災害等で職員自身が被災し、ケアプラザの業務遂行が困難となり、外部からの人的支援を受け入れた場合であっても業務をスムーズに引き継げるように、安否確認名簿等を定期的に紙媒体に出力して保管を行います。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

1. 部屋貸しの公平性

各団体の種別（Ⅰ団体・Ⅱ団体等）をしっかりと管理し、希望日時が重なった場合の抽選を利用者の前でやる仕組みを取り入れ、疑義の生じない貸館業務を行います。

ケアプラザのロッカーの貸し出しについても年1回の見直しを行い、利用団体に偏りのないようになっています。

2. 介護保険サービス事業者への公平性

①ご利用者の希望に沿った事業者選定を心掛けます。

②希望事業者が無い場合等においては、ホームページや事業所リストからご利用者が選べるよう支援し、特定事業所への誘導を行いません。

③会議等で介護保険サービス事業者とは顔の見える関係作りに努め、公平性に疑義の生じないよう努めます。

④居宅介護支援事業においては、特定事業所集中減算を生じさせないよう最大限の注意を払って運営いたします。

⑤年1回、地域包括支援センターにおける公正中立性の確保に関するアンケート調査を実施し

横浜市に報告するとともに、課題があった場合は改善していきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

1. 内部監査の取り組み

法人内で「指導職」以上の役職のある者は、「内部監査員」として他施設のサービスをチェックする役割を担っています。法人内全施設が年1回内部監査を受けることとなっており、顧客満足度を高める施設運営につながるよう、内部監査員が各施設のサービスをチェックしています。

2. ニーズ把握、苦情対応

①ご利用者アンケートの実施

- ・自主事業では実施毎にアンケート調査を行います。
- ・毎年、指定管理者のアンケートを行います。

②ご意見箱の設置

「ご意見箱」を設置します。

③第三者委員会の設置

公正中立な立場からあっせん・調整を行う第三者委員会を設置し、適切な苦情解決に向けて体制を整備します。

④担当職員の配置

「苦情受付担当者」を配置し、「苦情解決責任者」である所長及び全職員が受けた苦情等の内容を把握できるよう、法人の定める苦情対応マニュアルに則った対応を行います。

⑤早急な解決に向けた取り組み

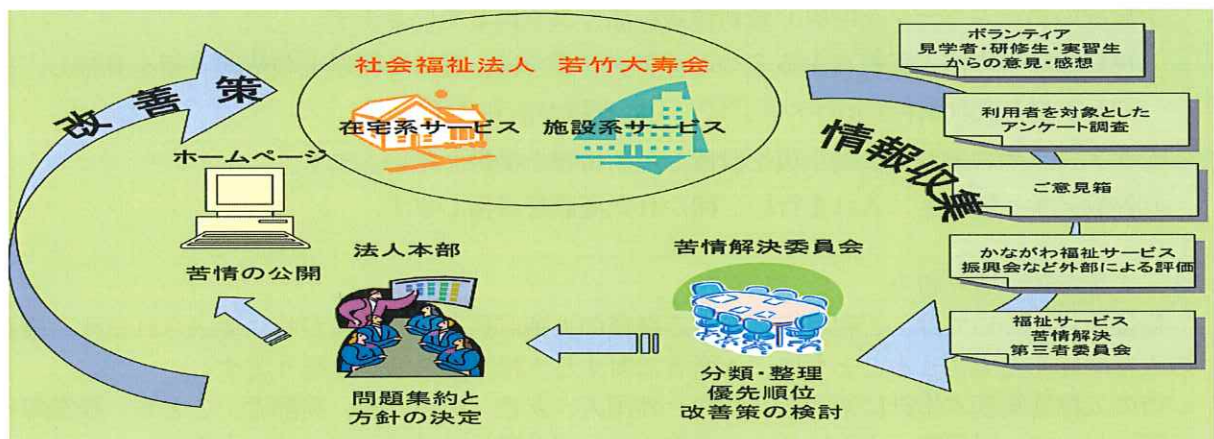
職員会議等を通じて周知を行い、苦情等の対応は全職員が出来るように内部、外部研修を通じて人材育成を行っていきます。

⑥行政等への申立への援助

ご利用者が納得せず、市、区又は国民健康保険団体連合会などへ苦情申立を希望された場合は、誠心誠意その手続きに協力いたします。

⑦市・区への報告

必要に応じて、市や区に要望や苦情についての報告を行います。重要な事柄なものに関しては発生の都度報告いたします。



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1. 個人情報の保護

法人として「情報保護規程」「情報公開規定」を制定し、個人情報の保護に取り組んでおります。具体的な取り組みとして個人情報保護マニュアルを整備し、特に下記については法人全体として重点的に取り組んでおります。

- ① 職員採用時に誓約書を取得
- ② 職員採用時と年1回以上の個人情報保護の研修実施
- ③ 個人情報の記載されたファイル等の鍵付き収納庫保管
- ④ パソコンはパスワード保護し、ノートPCは鍵付き収納庫に保管。
- ⑤ パソコン本体にはデータを保存せず、外部サーバーに保管することにより、万が一の盗難等事故の場合もデータ流出の可能性を排除。USBメモリの使用禁止。
- ⑥ 保守管理等の委託業者間との情報保護に関する誓約書の取得
- ⑦ FAX送信時、郵送時2名での確認体制の徹底。

全職員に研修を通して個人情報の利用、取得並びに適正、安全な管理等、周知徹底を図り、定期的に各職員がチェックリストを用いて個人情報漏洩防止のためのチェックを行い、常に全職員が意識するよう努力してまいります。特に個人情報の管理については職員一人一人の自覚と責任が大切であり、日々の声かけと研修を充実させてまいります。また、実習生、研修生、ボランティアにも守秘義務に関する誓約書を提出してもらいます。

2. 情報公開の取り組み

- ①法人として、「情報公開規程」を設けております。

地域ケアプラザにおいて情報の公開の開示があった場合はその規程に則り、個人情報保護に最大限に配慮しつつ、積極的に情報を公開してまいります。

- ②施設内に「決算書」「運営規程」「各種規程」などを閲覧出来るように配置します。
- ③ケアプラザ広報誌を発行します。

活動内容や講座・行事案内などを掲載し情報提供してまいります。地域自治会や地域内の郵便局・学校等への広報誌配布、自主事業参加者や老人クラブの方等に配布、関係機関、関係事業所等に配布をしてまいります。

- ④施設のホームページを開設し最新情報が届くようにしてまいります。

現在公開中の法人が担当する7つのケアプラザでは、月に2回以上の情報更新を目指し、それぞれが毎月10000件以上のページビューの実績があります。

- ⑤ケアプラザの道路側に掲示板を設置し最新情報を提供してまいります。

- ⑥施設見学も随時受け入れを行い、開かれた施設を目指します。

3. 人権尊重の取り組み

福祉施設については、ご利用者に対する職員の人権感覚豊かな対応が特に要求されます。職員への人権研修を充実させるとともに、入所者に対する人権擁護の徹底を図ります。

市の人権施策基本指針に基づき、同和、外国人、女性、障がい者、高齢者、子ども、職業等への差別に対して、採用時、または日々の研修を通して全職員に啓発を行っています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

「3Rによって更なるごみ減量と脱温暖化に取り組み、豊かな環境を後世に引き継ぐことで、子どもたちが将来に「夢」を持つことができるまち・横浜の実現」に向け、横浜市の3R夢に則ってゴミの分別の徹底に取り組んでおります。これからもゴミの減量化や再資源化の活動に推進してまいります。

1. 3R夢行動の取り組み

- ・「ごみと資源物の分け方」に基づき、分別を徹底していきます。
- ・古紙、缶・びん・ペットボトルなど分別ボックスを利用し、分別排出をこころがけ積極的にリサイクルしていきます。
- ・ペットボトルのキャップはペットボトルキャップ収集ボランティアに送り、社会貢献していきます。
- ・使用済み切手は、障がい者団体に送り、社会貢献していきます。
- ・館内利用者にはゴミの持ち帰りを依頼し、協力を仰いでいきます。

2. 省エネルギー対策

- ・設定温度を夏は28度、冬は20度に設定し、節電に努め地球温暖化防止に寄与します。また、最大消費電力管理システムをほぼ全ての施設に導入しており、消費電力が規定の電力量を超えそうなときは警報が鳴って職員に知らせるシステムを導入しています。
- ・光熱費削減のため、電気はこまめに切り節電を心掛けます。また利用者に対しての節電の願いを、ポスターや利用団体の交流会などを通じて周知いたします。
- ・デマンド監視装置を設置し、ピークの監視を事務所内でできるようにいたします。

3. 目標管理

- ・省資源・省エネルギー・リサイクル・廃棄物の減量化など、環境負荷を継続的に低減するために、取り組む課題の目的・目標を定めて達成に努めます。また、定期的に年1回の見直しを行っていきます。

4. 市内中小企業優先発注

- ・横浜市中小企業振興基本条例に基づき、市内事業者への発注の取り組みを行います。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、地域の福祉保健の拠点として位置づけられています。

「よこはま地域包括ケア計画」および「地域福祉保健計画」については、「地域の身近な生活課題を解決し、誰もがいつまでも、どんなときも、自分らしくいられる街づくり」の実現を目指し、

更には地域共生社会の実現に向けた地域づくりに積極的に取り組みます。

1. 主体的な活動への参加

- ・定期的な話し合いの場を提供することで、地域に住む方、自らが課題に気づき、それを解決することができるように支援します。住民の話し合いにより年間に取り組むテーマを地域課題の中から決定し、主体的な活動への参加が出来るよう支援していきます。

2. 地域とのつながり

- ・地域での行事やイベントに参加し、ケアプラザに来所される方以外にも、顔の見える関係を構築していきます。

3. 広報や出張による、積極的な情報発信

- ・広報誌の発行・ホームページの定期的な更新を行うことにより、ケアプラザの事業の積極的なPRや福祉保健情報の発信を行います。
- ・地域の自治会館等をお借りして、出張による介護保険制度や認知症予防・介護予防についての講座を実施いたします。

4. 福祉の担い手の育成

- ・地域小学校・中高校生の福祉学習やボランティアの受け入れを行うとともに、ボランティア講座を実施して地域福祉の担い手が育つよう努めます。
- ・中高年の男性の社会参加を促し、地域福祉の担い手になれるような事業を実施します。

5. 高齢者虐待防止・認知症予防等の理解を深める研修と相談

- ・地域住民が健康に安心して暮らしていけるよう、「高齢者の権利擁護」「認知症についての理解」が深められる講座を実施し、早期の発見と見守り相談体制の構築に努めます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

1. 情報ラウンジ、館内掲示等の充実

- ・ケアプラザに足を運んで下さる方への提供方法としてはやはり掲示やチラシといった取り組みが有効であると考えます。

館内掲示などで地域課題や各種団体の取り組みをPRすることにより、来館者に対して問題意識を持っていただくことに取り組みます。

- ・ケアプラザにはいろいろな所から研修等のチラシが送られてきます。高齢者・子育て・障がい等の各分野に分けて配架し、来館者が欲しい情報を取れ、情報が行き届きやすい環境を提供します。
- ・ケアプラザ外の掲示板にも情報を置き、中に足を運んだことがない方でも通りすがりに情報を見ていただき、関心を持っていただけるようにします。

2. ホームページ等の取り組み

- ・子ども、障がい者に関してはインターネットなどを活用して情報を集める方も多いので、ホ

ホームページを充実し、各種の情報へアクセスできるようリンク先の充実に努めます。

- ・SNSの活用により新鮮な情報が届くように、ツイッター等の活用を進めていきます。
- ・ケアプラザ内外のさまざまな研修や事業のチラシをホームページから情報としてデータ配信していきます。
- ・どのような方でも情報を受け取れるために、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページ作成を心がけます。

3. 新聞、掲示板等の活用

- ・特に高齢者は回覧板や地域の掲示板からの情報収集が中心になると考えます。月1回の新聞発行を中心に、情報を提供していくようにいたします。
- ・ケアプラザ広報誌は、ケアプラザの自主事業を対象となる方がわかりやすいように表記の工夫をします。また、福祉のお役立ち情報や、地域の障がい者支援施設、町内で活躍している担い手の方にスポットを当てた情報など、多くの方々に関心を持っていただけるよう工夫をします。

4. 窓口での情報提供

- ・相談に訪れた方に対して適切や情報提供が出来るよう、日頃から情報の収集に努めるとともに、ファイリング等を適切に行い検索・提供がスムーズに行われるように努めます。
- ・問い合わせの有無だけではなく、来館者や貸館利用団体へも自主事業やイベントのお知らせをお渡しし、積極的に情報を提供します。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

第4期地域福祉保健計画や介護保険制度改正に関する情報など制度や今後の取組方針などの情報把握に努め、行政・関係機関との連携を推進し幅広い分野の相談に対応できるように、ケアプラザ職員全体で情報共有します。ケアプラザ部門毎の会議や全体会議を定期的に行い、総合相談内容によっては連絡ノートを使って職員全体で情報を共有し、誰でも対応できる支援体制を整えていきます。また、公的機関及び介護サービス事業者などの専門機関と連携することにより、地域の福祉保健活動がより活発かつスムーズに行われるように、下記の方法で情報把握と連携に努めます。

ケアプラザ内連携では、地域交流コーディネーター及び生活支援コーディネーターは包括支援センター3職種の専門職と共に各種相談に対応していきます。また、公的な機関及び介護サービス事業者などの私的な機関と連携することにより、地域の福祉保健活動がより活発かつスムーズに行われるように、下記の方法で情報把握と連携に努めます。

1. 各部門の連携

- ・包括部門が受けた相談は、毎朝行うミーティングで情報を共有し、滞りなく支援を行えるようにします。
- ・週に1回管理者と常勤・非常勤を合わせた居宅介護支援部門職員、主任ケアマネジャーとで

会議を行い、個別相談ケースや行政・地域包括との情報共有を行います。

- ・月に1回管理者と包括3職種・2人のコーディネーターとで会議を行い、お互いの日常業務や自主事業の予定、地域情報などの共有を密に行います。
- ・年に数回管理者と常勤・非常勤を合わせた職員会議を行い、ケアプラザ全体業務についての情報共有を行います。

2. 関係機関の情報把握と連携

- ・区における会議体（ケアプラザ所長会、地域交流研究会、生活支援体制整備、地域包括支援センター連絡会）等を通じた情報収集と連携を行います。
- ・難しいケースへの対応や在宅支援については、地域の医療機関、医師会等の団体との連携体制を図っていきます。
- ・区内にある他地域包括支援センターと連携し、医療機関や福祉施設等の情報をまとめ、ケアマネジャー等に対し公表し、支援を行います。
- ・障がい関係の課題が発見された場合、一時相談機関（地域活動ホーム）や区とネットワークを作り、多くの意見を聞いてより良い支援内容の充実を図ります。
- ・地域の医療機関や介護保険事業所（居宅介護支援事業所、サービス事業所等）との定期的な情報交換会、勉強会を開催していきます。
- ・福祉保健関係機関のみならず、地域を支える警察や消防、学校との連携についても支えあいネットワークや地域自治会との活動の中で、顔の見える関係を構築していきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

制度を超えたサービスのシームレスな提供体制の構築を推進するため、医療・介護・福祉など多様な専門職の協働体制のみならず、地域住民を含めた地域社会との連携と協働を確立していきたいと考えております。当事者や地域住民が主体となって地域課題に取り組んでいけるために、ケアプラザとして各自治会町内会単位や各種組織の話し合いに積極的に参加していき、共に地域課題を考えていく仲間という環境を創出していきます。

1. 主体的な活動への参加

地域にはすでに自主組織として定期的な会合を開催している自治町内会、民生児童委員、シニアクラブなどの資源がありますので、その場に職員を派遣するなどして、顔の見える関係といざという場合に相談に応じることのできる体制を組んでいきます。

2. 積極的な情報発信

- ①広報誌の定期的な発行・ホームページの定期的な更新により、ケアプラザのPRや情報を発信していきます。

- ②地域の自治会館や地区センターなどをお借りした出張講座等を開催していきます。
- ③SNS等を利用したケアプラザ情報の発信や地域のイベント情報などの発信を通じて、福祉保健に関わる方以外の住民へのアプローチを行います。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

所長会及び各職種の連絡会等を中心として連携を図り地域と行政・ケアプラザが一緒に取り組む協働体制の構築に努めます。また、個別ケース地域ケア会議を通して地域課題の解決と地域の繋がり・支え合う仕組み作りを協働して取り組んでいきます。

◆第4期地域福祉保健計画の推進に向け、地区別グループ担当として地域の情報を把握し打ち合わせや地区別懇談会開催に取り組めます。地域の福祉保健活動がより活発・スムーズに行われるようになるため、地域情報を共有しさらなる連携推進を図ります。

◆月1回区役所高齢支援担当・区社会福祉協議会・包括支援センターで定期的にカンファレンスを実施し、支援困難ケースでは担当するケアマネジャーにカンファレンス参加を呼びかけ、ケースの課題解決に努めると共に地域全体の課題として捉え、区役所・区社協と連携して地域ケア会議や研修会を開催していきます。

◆区行政からの情報は館内に掲示し、チラシ等は来館者や関係者が自由に取りやすい場所に置くなど工夫をします。また、ケアプラザで実施する講座において参加者に配布するなど積極的に情報提供を行います。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局として、地区別支援チームのメンバーの中でどのような役割を果たし、どのような体制でどのように取り組むか具体的に記載してください。

地域の情報やニーズから地域支援方針及び地域支援計画を決定し、地域住民にケアプラザ、区役所、区社協等の専門職が寄り添いながら、一体となって地域づくりを行う体制を構築していきます。

◆地域の皆様と区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザなどの公的機関が一緒になって、地域の中でお互いに支えあえる、助け合える関係を作り地域の皆様との話合いの開催や重点課題の解決に向けて取り組んでいきます。

◆地区連合町内会会長を窓口として、事前に打ち合わせし、その後地域の状況により様々な形態で話合いに取り組めます。

◆5職種連携により、ケアプラザの各種事業を通して地域の担い手の発掘支援を区役所、区社会福祉協議会などと連携します。

◆区、民生委員、地域包括支援センターなどで情報共有し、協力体制を強化します。

キ 地域包括ケア区行動指針の推進について

地域包括ケア区行動指針の推進主体の1つとして、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域の中でどのような役割を果たし、どのように取り組んでいくか具体的に記載してください。

地域で支えあいながら、介護・医療が必要になっても安心して生活でき、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる。介護予防・健康づくりに取り組み、その人らしく自立した暮らしを続けて行けるよう支援する。

◆多職種が連携して在宅医療・介護サービスを提供できる体制強化

◆インフォーマルサービスや介護予防・日常生活支援総合事業を介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに適切に活用できるよう、区役所・区社会福祉協議会・ケアマネジャー・地域ケアプラザ5職種などと連携し推進活動します。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

今後ますます住み慣れた地域での生活が基盤になる中、多分野に渡った課題をもつ家庭の増加が見込まれます。

高齢者分野に強い地域包括支援センターと、子ども、障がい者等との強いネットワークをもつ地域交流部門とで、日常的に協力、情報共有し、多分野への相談に対応できる体制作りをしています。

◆ケアプラザだけに留まらず、地域に積極的に行き健康相談・講座を行うことができるよう地域出張講座のメニュー表を地域に配布し、地域のニーズに応えられる講座等を開催出来る様にしています。

◆研修へ積極的に参加し、最新の情報を入手し情報を地域へ持ち帰り、活動の開発に活かせるよう努めてまいります。

◆関係機関から送られてくる情報は、分野ごとに分類し、パンフレットスタンドにて情報提供していきます。常に新しい情報提供できるよう、定期的にメンテナンスをしていきます。

◆ケアプラザの外の掲示版には、地域の自治会、町内会の行事、サークルの情報を掲示し、閉館時にも情報提供ができるようにしていきます。

◆地域の自治会、民生児童委員協議会への出席、関係機関団体との連携、地域のサークル活動、

ケアプラザを利用されている団体との連携により、地域のフォーマル、インフォーマルサービスについての情報を得ていきます。

◆入手した情報は、分かりやすいようマップ等にまとめ、相談者やケアプラザに来館された方、地域の集まりなどで配布します。

◆ご利用者の状況により、必要があればご利用者と関係機関とつなぎ、情報が有効に活用できるようにしていきます。

◆子育て世代には、常時開放のキッズルーム、定期的な勉強会や体操をお母さんたち中心に開催していけるようボランティアや各関係機関と繋げていけるようにしてまいります。

◆障がいを持つお子さんを持った親子の居場所づくりを定期的に行い、夏休み余暇とともに、同法人の地域活動ホームと連携し、勉強会・見学会等を行うなどして地域の障がい者（児）の拠点・安心出来る居場所となれるよう取り組んでまいります。

◆地域の障がい当事者団体との連携により様々な活動が行えるようにしていきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

1. 活動する場の提供について

◆ケアプラザの広報誌を毎月発行し地域の自治会や町内会の回覧板・掲示板通じて展開させていただきます。掲示板では、最新の情報をチラシで掲示して地域にケアプラザの事業を広報し、情報が行き届きやすいようにしてまいります。また、多世代の方に利用いただくため、小中学校でも配布しケアプラザの情報提供を行ってまいります。

◆広報誌や新聞を設置していただける場所を増やし、金融機関やクリニック、スーパーやコンビニなど人が集まる身近な場所で、より多くの方に手に取ってもらえるようにしていきます。

◆広報よこはまやタウンニュースに情報を載せることで幅広いエリアの方に情報提供していきます。

2. 利用促進について

◆ホームページの見直しをおこない、貸館の空き情報がリアルタイムで確認できるようにしていきます。

◆貸館利用団体が、その活動だけに終始するのではなくケアプラザの方で仲介し、講師やボランティアとして活躍してもらえるような働き掛けをしていきます。

◆自主事業に関しては、内容によってはなるべく貸館の利用が少ない時間帯に設定するようにし、定期的に利用されている団体の方がより効果的継続的にご利用いただけるよう調整していきます。

◆ルールを設けた上での車での来館を認めたり、利用者の高齢化に合わせて、外履きから内履きへの履き替えに関するルールも見直していきます。

◆ホームページ以外にもツイッターや Facebook、Instagramなどの SNS も活用していき事業の広報や様子を幅広い世代に情報発信してまいります。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

1. ボランティアの育成について

地域に保健福祉に関するニーズにお応えしていくには、ケアプラザ単体で注力していくだけでは限界がありますし主体がケアプラザになってしまいます。そんな中、柔軟にきめ細かく対応できるボランティアとの協働がとて重要になってきます。若竹大寿会では、現在7か所のケアプラザを運営させていただいておりますが、各ケアプラザともに多くのボランティアの方々に支えられています。

その中で、集団として活動したい人、個人で頑張りたい人、環境整備など中心に行いたい人などボランティア自身の希望や多種多様です。適材適所に配置できるよう地域活動交流コーディネーターが中心となってコーディネートしていきます。

2. 育成への取り組み

◆ボランティアを養成や育成できるような講座を行い、地域に向けたボランティア活動ができる方を育成していきます。

◆ボランティアを必要とされている団体や地域住民とボランティアとのコーディネートをするために、時には事務局的な役割も担わなければならないと考えております。

◆貸館や自主事業でご利用されている方々に、福祉保健活動の大切さを伝えていき、自然にそのような活動が行えることを目的としていきます。これは、地域活動交流部門だけでなく全職員が同じ視点をもってボランティアの方に関われるように職員への教育、情報共有も十分に行っていきます。

◆ボランティア交流会や感謝会などを通じて個々のボランティアの方々が横に繋がれるような支援をしていきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

◆ケアプラザ広報誌を毎月発行します。またホームページやブログ、SNSを通じて情報提供をおこないます。

◆地域のサークル情報をまとめたファイルを作成し、定期的に更新して地域の方にも公開していきます。

◆情報ラウンジを地域のサークル活動の紹介の場としても有効活用していきます。

◆貸館を利用している団体に呼びかけ、交流会等を企画し、団体同士の交流が行えるような場を作っていきます。

◆民児協や地区社協の会合に参加し、地域の福祉人材に関する情報交換・収集をおこないます。

◆自主事業などの参加者がボランティア活動や地域活動に興味を持てるような館内掲示やチラシ作成をしていきます。

◆区社協のボランティアセンターと連携・協力し、連合エリアのボランティアセンターとしての機能を担っていきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

高齢者の生活支援、介護予防、社会参加等に資する、住民主体の地域活動や生活支援サービス等の実態を把握・整理し、高齢者のニーズに対して必要な資源を分析するために、どのように取り組んでいくか、地域ケアプラザ内の職種間連携の視点も踏まえて、具体的に記載してください。

生活支援コーディネーターは、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らしていけるような地域（地域包括ケアシステム）づくりをコーディネートしていきます。

1. ニーズ把握

電球の交換、庭木の剪定など、高齢者には難しい、しかし介護保険では対応できないようなニーズは少なくありません。また、傾斜地にある住宅地やエレベーターがない団地、近所にスーパーがない、バスの本数が少ない、などといった地域特有の問題もあります。

地域のイベントや集会に出向くことで地域の高齢者やご家族の声に直接耳を傾け、こうしたニーズや課題を把握していくことが生活支援コーディネーターにとって重要な業務です。

2. 職種間連携

生活支援コーディネーターは個別ケースを担当しませんが、地域包括支援センターや居宅介護支援専門員、区社会福祉協議会職員、区役所等と定期的なカンファレンスや地域ケア会議、情報交換会などを通じ、常日頃から情報交換・意見交換することで地域特有の高齢者のニーズを把握していきます。

3. 課題の整理

市が行っている高齢者実態調査などの既存のデータや人口統計数値などを活用し、担当エリア内であっても地区によってそれぞれ異なる特徴を把握していきます。さらに独自のアンケートやヒアリング等を行うことで担当地域の特徴を整理し、ニーズを明確化していきます。

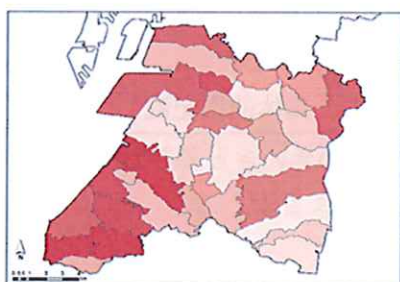
また、単純に「～したい」といった「要求」をニーズととらえるのではなく、「〇〇があれば自分で△△できる」といったように、できるだけ地域住民の自立支援に資することを念頭に課題を整理していきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

多様な主体が協力して高齢者の生活支援、介護予防、社会参加の充実した地域づくりを進めるために、地域、NPO、民間企業等の社会資源をどのように把握・分析し、連携して取り組んでいくか、具体的に記載してください。

1. 社会資源の把握・分析

生活支援コーディネーターは、地域の社会資源を把握するために社会資源リストや社会資源マップの作成を行っています。その際には地図やグラフを色分けしたり重ねていって可視化することでそれぞれの地域ごとの特徴を出していくことも有効です。



(地理情報システム (GIS) を用いた地区別の特徴を表したマップの例)

こうした分析を行うことで、皆が何となく感じていた不便や不満、課題を「見える」化し、よりはっきりとした地域課題へと明確化していきます。

2. 地域活動の担い手発掘

ケアプラザを利用している団体やボランティアの情報を地域交流コーディネーターとも共有し、情報交換を行っています。また、地域の資源や関係者を相関図等で表し、全体像を整理したり、核となる人にどういったアプローチが可能かを検討することも重要となってきます。

また、最近では企業や社会福祉法人の地域貢献事業が求められてきています。企業が持つ人的・金銭的資源はたいへん貴重な社会資源です。社会貢献をしたくてもノウハウがない、何をしたいかわからないという企業や法人さんと相談を重ねていき、地域を支援するチームに入っていたくよう働きかけていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

地域性を踏まえた上で、地域住民とどのように信頼関係を構築し、目指すべき地域像を共有していくか、また、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について具体的に記載してください。

1. 地域情報の共有

地域の情報や課題をケアプラザ内で共有できたら、次はそれを地域と共有していきます。ケアプラザ内外で行われるさまざまな会議（運営協議会、地域福祉保健計画に関する会議など）で相互の認識をすり合わせ、課題を明確化していきます。

2. 協議体の設置

地域支援の方向性が定まったらそれを具体化していくために必要なネットワークやつながりづくりを行います。

既存の定例の会議体や地域ケア会議、地域福祉保健計画に関する会議等を活用したり、新たな会議体を立ち上げます。

会議にあたっては、地域の活動で多忙な方々に集まっていただく以上、目的や進行、分担、その回の到達目標などを予め明確にし、必要があれば事前の打ち合わせ等も行います。

エ 地域の活動・サービスの創出・継続・発展に向けた支援について

地域性を踏まえた上で、多様な主体による活動・サービスの創出・継続・発展にどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

1. 立ち上げ支援

活動の機運が高まったとしても、場所や資金、担い手が不足しては活動を開始することはできません。各種補助金や資金・備品の寄付の調整、情報提供を行って立ち上げがスムーズに行われるよう全力で支援します。

2. 継続支援

活動が開始されたとしても継続していくには新たな担い手を発掘していくことが重要です。地域住民それぞれの特技を把握し、活動参加への働きかけをしていくことが重要です。

なかなかボランティア活動に参加してくれる人がいない、という言葉はどの地域でも聞かれることですが、自分のできる時間や内容と活動が合えば参加してみたいと思っている人は意外と多くいます。そのような mismatches を減らすような工夫が必要です。それまであまり地域活動に縁がなかった人たちに向けた事業を行ったり、無理のない範囲でのお手伝いを提案するなどして、少しでも活動への物理的・心理的なハードルを下げていくことが必要です。

また、困りごとが新たに発生した時には情報提供したり解決策を一緒に考えていくことも必要です。生活支援コーディネーターはこうした住民主体の地域活動をあらゆる手段を用いて支援していきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

◆地域住民・医療機関・施設・居宅ケアマネジャーからの相談には、包括支援センターの3職種を中心とした専門性を活かし対応します。内容によっては地域活動交流部門や生活支援コーディネーターも関わっていきます。

◆日頃から民生委員・地区社協・自治会町内会・区役所・区社協・地域の関係機関等と積極的に連携を取り関係性の強化をはかり、地域の情報共有に努めます

◆必要に応じ区役所や地域住民・医療機関・介護事業所・地域活動ホーム等と連携を図り、多角的な視点で早急な問題解決に努めます。また、地域ケア会議や協議体の開催を通じて地域課題の

解決に向けた継続的な取り組みをコーディネートしていきます

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ◆グループホームの運営推進会議にも積極的に参画し関係者との関係強化、実情把握に努めます。
- ◆ニーズや状況に合わせた認知症サポーター養成講座を企画し、キャラバンメイトを交えて実施していくことで参加者の意識向上を目指します。また、認知症サポーター養成講座は、ケアプラザ内での企画だけではなく地域の実情に応じて出張講座も積極的に行います。
- ◆区役所と連携し、認知症高齢者等 SOS ネットワークの普及、有効活用に努めます。
- ◆担当地区内の認知症カフェや地域カフェへ参加し、当事者や援助者との関係性を強化していき状況の把握や共有をしていきます。また、認知症（予防）カフェが継続的に運営していけるよう広報やボランティアのコーディネート等といった後方支援を行います。
- ◆認知症初期集中支援チームには積極的に参加していき関係機関との情報共有やパイプ作りを行っていきます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ◆虐待対応については、区役所との役割分担の下に十分な共有、連携を図り、関係機関とチームとして対応していきます。
- ◆成年後見制度の普及や消費者被害の防止などの啓発事業を社会福祉士を中心として実施していきます。ケアプラザ内だけでなく町内会自治会の会合やサロンへも積極的に向かい出していくことでの出張講座も実施していきます。
- ◆新オレンジプランに準拠した当事者・介護者支援の取り組みを行います。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ①地域包括ケアの推進を目的に、民生委員会や地域の行事に積極的に出向き研修会等を実施します。また、民生委員・サービス事業者・居宅ケアマネ・医療機関・区社協・行政・ケアプラザ職員等、専門職が集まり地域の課題解決に向けた事業を開催していきます。
- ②ケアマネジャーの支援力向上のために、同行訪問やサービス担当者会議への参加を積極的に

行います。また、個別ケースによる地域ケア会議を開催し、地域と協働した支援体制を構築していきます。

③医療関係者との関係を強化し、定期的な医師との会合を持って行きます。

■在宅医療・介護連携推進事業

①地域の高齢者が住み慣れた地域で人生の最期まで尊厳を持って生きることができるよう、地域の医療機関、ケアマネ連絡会、在宅医療連携拠点、区役所との一体的な動きを進めるための研修や地域ケア会議の開催を行います。

②今正に医療とケアを必要としている方々および家族等が、本人にとって最善の方針を選択できるように医療者、ケア関係者への研修や啓発を行います。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

1. 自立に資するケアマネジメント支援

困り感がなく支援につながらない、制度の狭間に取り残されて支援につながらない高齢者が支援から取り残されないために、多角的な視点での検討が必要です。そのために地域住民、当事者、ケアマネジャー、サービス事業所、基幹相談支援センター、生活支援センター、ユースプラザなどに加えて、医療、司法、警察、商店など多様なセクターからの参加を募ります。また、会議の進行に際しては安心感があり発言しやすくフラットな場づくりの下、分かりやすい情報提示や板書、各種グループワークの手法について常に研究を行いながら実践していきます。

2. 資源開発と政策形成

個別ケースの地域ケア会議、包括エリアの地域ケア会議を通じて地域課題を抽出し、資源開発や政策形成につながるように、地域住民と課題を共有しつつ生活支援コーディネーターの関わりで、資源開発につながるようにソーシャルワークを行います。また、区や横浜市に対して分かりやすく課題を提示し政策形成につながるようにアドボケートを行い、地域住民の身近なところから地域福祉の向上が行えるような実践を行います。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1. 介護予防支援事業の運営方針

①要介護状態になることを防ぐために、適切な予防サービスを組み合わせてマネジメントを行い、いつまでも地域で役割を持って生活していただけるようご本人・ご家族様と相談しながら予防プランを立案して参ります。

②その際にはご本人やご家族様に対するアセスメントを十分に行うことや、サービス提供前にプランの内容をしっかりとご説明し、納得いただいた上でサービスをご利用いただくよう心

がけます。

- ③介護保険サービスのみならず、地域ケアプラザで行われているようなサークル活動、ボランティア活動等を積極的にご紹介し、参加を呼びかけ、地域の中でたくさんの友人に囲まれていきいきと生活できるような援助を行っていきます。
- ④地域の民生委員や保健活動推進員、シニアクラブや福祉保健に関するサークル等とも連携して介護予防に関する知識の普及や理解を求める周知活動を行い、地域全体の介護予防に対する意識が高まるようにしていきます。
- ⑤効果的な介護予防支援計画が実施できるよう、委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャーの支援も行います。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

1、運営方針

一般高齢者に対して、『自立支援』を図り、地域での生活が継続できるように、「要介護（要支援）状態になるべくならないこと」「身体機能や心の健康の維持向上に努め、長く元気であること」が介護予防事業の目的であると考えています。

ケアプラザはその中心的な存在として、健康教室をはじめ様々な普及啓発や活動の支援、実施を行っていきます。

2、普及啓発

- ①一人ひとりが自立した高齢期を過ごす為に必要な、自らの暮らし（今後のライフプランや健康など）について考え行動することを目的に、自主事業の講座において、介護予防・認知症予防についての普及啓発を行います。
- ②自治会やシニアクラブ等に出向き、一般に向けて講話や基本チェックリストの実施等を通し、介護予防・認知症予防等に関する普及啓発を図ります。
- ③介護予防に関する DVD やビデオの貸し出しを行います。

3、事業の展開と活動支援

- ①地域にある自治会館等で一般の住民の方々向けに出前講座・出張相談会を開催し、介護予防に関する知識の啓発やケアプラザで行われる介護予防事業等の周知を行い、多くの方に介護予防に取り組んで頂けるよう努めて参ります。
- ②地域で活動している団体の方々に対して、健康づくりに関する情報提供、支援を行っていきます。
- ③自助グループや元気づくりステーションの活動支援や立ち上げのお手伝いを行います。
- ④介護予防に関する DVD やビデオ、書籍を必要に応じて購入し、貸し出しを行います。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

地域ケア会議を中心とした地域の輪作りが今後は中心になっていくと考えています。27年度から本格的に導入された地域ケア会議ですが、当法人のみならず多くのケアプラザで開催することで今までの担当者会議ではない繋がりがうまれています。

実際に当法人内の事例においても、警察、消防、弁護士、マンション管理会社、新聞配達業者、信用金庫など今までの繋がりととは違ったメンバーが集う会議になってきています。

その中から警察や郵便局の職員に対しての認知症サポーター養成講座を行ったりといった活動が活発化してきています。

それはお互いに職域を知るという点でも新たなネットワークと言えらると思います。

- ①当事者をはじめとして地域住民・関係機関・医師など専門職を交えて、個別ケース地域ケア会議を開催していきます。今後も地域の多様な資源（小売店、消防、警察、金融機関）などに参加を呼びかけ、地域包括ケアの促進に取り組みます。
- ②専門職のネットワーク作りのための会議を開催し、地域の専門職・専門機関と協働して地域福祉の向上に向けて取り組みを進めます。
- ③同法人内のケアプラザが連携を取っているネットワークを他のケアプラザが活用できる仕組み作りを構築し、1区に留まらないネットワーク構築に向けた取り組みをしていきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

1. 居宅介護支援事業の運営方針

要支援・要介護状態の方々が、出来る限り住み慣れた自宅で自立した日常生活を継続できることを念頭においてサービスを提供して行きます。

2. サービス提供方針

- ①居宅サービス計画（ケアプラン）作成にあたっては、ご利用者の意志を尊重し、心身の状況、置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むことが出来ることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、原則として7日以内に利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- ②適正なサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるように、常に利用者の立場に立ちます。提供されるサービスが特定の種類や特定の事業者に不当に偏ることのないように、公正中立を旨とします。
- ③事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の福祉保健医療サービス、ボランティア団体等との連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護要支援状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう十分配慮します。
- ④現在は義務ではありませんが、推奨されている「課題整理票」を活用し、なぜこのケアプラン

に至ったかをご利用者やご家族に説明できる力を介護支援専門員が獲得できるよう、アローチャートを事業所全体（介護予防支援も含む）で学んでいきます。

3. ケアプラザにある居宅介護支援事業者として

- ①地域ケアプラザにある居宅介護支援事業所の意義を理解し、より中立公正であることを職員が理解し実行できるよう教育及び採用を心がけます。
- ②ケアプラザの居宅介護支援事業は担当者数の拡大を目的としたものではありません。困難ケースや多問題ケースに対応できるような力量を持った職員の配置、教育に努めます。
- ③今後、地域の要介護認定者数が大幅に増加するような場合は、いわゆるケアマネ難民が生じないよう、ケアマネジャーを追加・緊急雇用するなどの対策を法人として行います。
- ④ケアマネジャーの育成と経営的な安定との観点から、主任ケアマネジャーを配置し、特定事業所加算を算定できる体制を整えます。
その為には毎週の研修や会議が必要です。そのためケアマネジャー個人が担当するシステムから事業所として担当するシステムを標準とし、担当が休暇のため対応できないといった状況を無くしていきます。
- ⑤また24時間対応ができるように、居宅介護支援事業所として業務用の携帯電話を確保し、ご利用者に番号を周知し、ご利用者の安心に繋げていきます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料は公金からの支出という観点に関係職員が意識し経費削減に努めると共に、ケアプラザの設置目的である「地域福祉の増進」という観点から、地域に向けた費用支出について検討していきます。またケアプラザを使用される方々が便利に安全に施設を利用できることこそがケアプラザの利用率、認知率のアップに繋がると考えておりますので、必要な備品や設備管理には経費をかけていきます。

1. 経費の削減

- ① 事務消耗品等の物品は法人による一括購入による経費削減を行います。
- ② 施設設備管理等の契約を法人一括で入札等を行うことにより、削減します。
- ③ 職員採用に係る経費、福利厚生に係る経費についての、法人の大きさを活かして、運営費の削減に努めます。

2. 適正な使用

- ① ご利用者が快適に施設を利用することが出来て足を運んで下さるためには、設備等がきちんと稼働しているのはもちろんのこと、衛生的であること、施設の雰囲気による部分が大いと思われます。そのため、館内の掲示やグリーン及び季節ごとの飾り付けなどの環境整備については必要な経費として計上します。
- ② 直接的にケアプラザが地域団体へ支出を行うことは難しいかと思われますが、地域との連携を強化するなかで、地域団体と共催事業を行うことで経費的な面でバックアップをしていきます。また地域の方々の「地域で〇〇してみたい」というアイデアを具体化する際のスタートダッシュ資金についても、共催事業として取り組み初期の活動の安定化に繋げていきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1. 基本的な考え方

ケアプラザの運営に関しては、経費節減を図りつつも、ご利用者の満足度を低下させないことが大切であると考えます。

2. 具体的な取り組み

- ①法人のスケールメリットを生かし、保守管理や物品購入に掛かる費用を共同で取引先に依頼するなどし、コストの軽減を図ります。
- ②職員の部門を超えた連携を図り、他部門の事業にも対応できる職員を育成し、効率的な運営を行い、人件費の節減に努めます。
- ③エアコン温度の夏28度、冬20度の推進と、節電のため電力監視装置を設け、低い契約電力で運営できるようにします。
- ④その他、節水やコピー紙の裏面使用など運営コストの削減に取り組ます。
- ⑤主要経費については毎月対前年度比較を行い、削減に努めます。
- ⑥介護保険事業における収支は、今後の介護保険改正のリスクに備え積立等も進めていきますが、地域やボランティア、館内環境整理などに対して積極的に活用してまいります。
- ⑦指定管理部門の職員は、地域に根ざして共に年月を重ねることで地域住民の信頼を得ていくと考えております。よって本人の希望退職（出産や転居等）以外での法人都合による転属転勤を極力少なくする運営を心掛けておりますが、逆に在籍期間の長期化は昇給等による人件費が高くなることも意味するため、バランスのとれた配置を検討していきます。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

1. 地域包括部門

◆地域との連携

- 円滑に各地区の情報収集を行う地区担当制を実施
- 顔の見える関係を築くために地域で行われる会合・食事会に参加
- ケアプラザで行われる会合に参加
- 地域へ出向いて講座を行えるよう出張講座メニュー表を活用
- 自治会長・民生委員に直接地域の話をつき、連合ごとにまとめフィードバック
- 地区の資源を記入した冊子やマップの作成
- 地域のデータを見える化した「地域マップ」を作成し、情報提供
- 地域とサービス事業所をつなげる「匠の集い」を開催
- 民生委員とケアマネジャーの交流会を開催
- 地区の課題と課題解決に向けた取組の話し合いの場「白幡の輪」を開催
- ◆介護予防・生活支援・認知症等
 - 認知症サポーター養成講座の年間100名を超える方への実施
 - 認知症サポーター養成講座での居場所作りに関するアンケートを実施
 - ケアプラザでの介護予防教室（ロコモ予防講座、六角塾、はれ晴れ）
 - 各地域の会館等での介護予防教室（ロコモ予防講座、白幡塾、はれ晴れ）
 - 介護者のつどいを月1回開催
 - 行政書士・司法書士による相談会の実施
 - 法テラスによる相談会の実施
 - 地域住民のニーズに合わせた講座の開催（福祉用具活用講座・施設見学等）
 - 権利擁護に関連した「終活」講座の実施（ライフデザインノート活用講座、家族信託講座等）
 - 歩こう会の開催、はれ晴れウォークの自主化を支援
 - ちょいボラグループ「白幡西町まちふく部会」の立ち上げ支援
 - お買い物ツアーの実施
- ◆総合相談
 - 区役所、医療機関と連携した支援の実施
 - 民生委員とともに訪問・相談支援
 - 地域のケアマネジャー対象の講座の実施（事例検討会・自立支援ケアプラン作成講座）
 - 地域の課題を地域の方と考える「まちふく会議」の開催
 - 地域の福祉支援を地域全体で考える「サンさんケア会議」の開催
 - 担当エリア（三連合）の未来を考える「三来会議」の開催
 - 広報紙を活用した情報提供
 - 白幡地区センター、ハイツ白幡東集会所での出張相談会の開催

2、地域活動交流部門

- ◆地域との連携（地域福祉のネットワーク構築）
 - 円滑に各地区の情報収集を行う為、地域の会合・食事会に参加
 - ケアプラザで行われる会合に参加
 - 自治会長・民生委員に直接地域のお話を伺い、連合自治会単位でまとめフィードバック

- 港北区（篠原地域ケアプラザ・城郷小机地域ケアプラザ）との連携
- Route7 プロジェクト（エリア版施設間連携会議）の隔月開催・パンフレット作成
- まち×学生プロジェクトの毎月開催
（六神祭・オレンジプロジェクト・神大マルシェ・キャンドルナイト）
- 町内会館等を活用したたまり場づくり「コーヒーを学んでサロンを作ろう♪」開催
（現在エリア内10か所で活動中）
- 地域カフェ連絡会の開催、地域カフェMAPの制作
- 神奈川区療育支援ネットワーク～gift～への出席・企画実施
- 連合HP（ホームページ）制作への協力

◆貸館業務

- 常設のキッズルーム「サンSUNルーム」を実施
- 「ケアプラザ文化祭」の開催
- 自主事業の自主化
（はーとサロン楽遊、パソコンサロン、はがき絵スペースR、ITくらぶYou-Me等）
- 障がい児の居場所づくりの支援（かなっぶ、あみーば）
- 東部療育支援センターと連携「ひろば事業」の実施
- 貸館団体のボランティア活動のコーディネート
- 神奈川区学齢障害児余暇支援事業の開催
- 地区社協と連携し、「子育て広場」の開催
- 夏休み期間の高齢者と小学生の世代間交流事業の開催

◆情報発信・研究

- 広報紙毎月5000部発行、エリア内81か所で配布・設置
- 新聞・TV等メディアを活用した情報発信
- 研究・実践発表を活用した情報発信

（かながわ高齢者福祉研究大会、認知症予防学会、全国包括・在支連絡協議会研究大会等）

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

平成27年度

- ・欠員なし

平成28年度

- ・地域包括支援センター加配1名 3ヶ月不在
- ・主任ケアマネジャー8ヶ月不在

平成29年度

- ・地域包括支援センター加配1名 7ヶ月不在

平成30年度

- ・生活支援コーディネーター 1ヶ月不在
- ・主任ケアマネジャー 1ヶ月不在
- ・地域包括支援センター加配1名 3ヶ月不在

平成31年度

- ・欠員なし

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市六角橋地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	12,820,100
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	164,400
事業費(税込)		236,000
事務費(税込)		2,363,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	3,700,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△65,500
施設使用料相当額 ※2		△
合 計		19,692,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.1875 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
----	------	----

賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	
事業費(税込)		322,000
事務費(税込)		0
合 計		

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	26,125,900
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	657,600
事業費(税込)		151,500
事務費(税込)		1,800,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	980,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△23,000
合 計		30,448,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.5625 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	介護予防、認知症予防、口腔、栄養講座の講師料等	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	19,692,000	19,692,000	19,692,000	19,692,000	19,692,000
		生活支援体制 整備事業(b)					
		地域包括支援 センター運営(c)	30,448,000	30,448,000	30,448,000	30,448,000	30,448,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)~(d)					
内 訳	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護予 防支援事業	2,937,000	2,937,000	3,006,000	3,006,000	3,006,000
		居宅介護支援 事業	20,251,000	20,251,000	20,251,000	20,251,000	20,251,000
		通所系サービ ス事業	0	0	0	0	0
		その他収入	0	0	0	0	0
収入合計(A)							
内 訳	人件費						
	事業費	1,211,500	1,211,500	1,212,500	1,212,500	1,212,500	
	事務費	6,482,000	6,482,000	6,489,000	6,489,000	6,489,000	
	管理費	10,941,000	10,941,000	10,959,000	10,959,000	10,959,000	
	消費税等	0	0	0	0	0	
	その他	1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000	
支出合計(B)							

収支 (A-B)	258,500	258,500	260,500	260,500	260,500
----------	---------	---------	---------	---------	---------

団体の概要

(令和 2年 2月 13日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん わかたけだいじゅかい) 社会福祉法人 若竹大寿会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒221-0863 横浜市神奈川区羽沢町550-1 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)
設立年月日	平成 元年 3月
沿革	<p>平成 元年 3月 社会福祉法人 若竹大寿会 法人設立</p> <p>平成 元年 7月 特別養護老人ホーム「若竹苑」開所 入所介護100名</p> <p>平成 元年10月 特別養護老人ホーム「若竹苑」 在宅高齢者デイサービス事業B型 受託</p> <p>平成 2年 1月 特別養護老人ホーム「若竹苑」 寝たきり高齢者等入浴サービス事業 受託 (寝たきり高齢者定員2名)(痴呆症高齢者定員2名)</p> <p>平成 4年 9月 特別養護老人ホーム「若竹苑」 寝たきり高齢者ショートステイ事業 定員変更 2名→8名</p> <p>平成 6年 9月 自主事業 ふれあい給食サービス(訪問給食) 開始</p> <p>平成 7年 4月 高齢者食事サービス事業 受託「若竹苑」</p> <p>平成 8年 4月 高齢者等相談事業 受託「若竹苑」</p> <p>平成 9年 9月 在宅介護支援センター「若竹苑」 受託</p> <p>平成10年 1月 訪問入浴事業 受託「若竹苑」</p> <p>平成10年 3月 老人保健施設「リハビリゾートわかたけ」開設 入所介護100名(一般50名、痴呆加算50名) 通所リハビリテーション30名</p> <p>平成10年10月 24時間巡回ホームヘルプサービス事業 受託「若竹苑」 滞在型ホームヘルプサービス事業 受託「若竹苑」</p> <p>平成11年 4月 老人保健施設「リハビリゾートわかたけ」定員変更 通所リハビリテーション30名→45名</p> <p>平成12年 4月 居宅介護支援事業 「若竹苑」 事業認可</p>

		居宅介護支援事業 「リハビリゾートわかたけ」 事業認可
平成12年	7月	横浜市片倉三枚地域ケアプラザ 開所 通所介護45名 地域交流、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業
平成12年	7月	介護老人保健施設「リハビリゾートわかたけ」定員変更 入所介護100名→143名（一般143名、認知加算0名）
平成13年	9月	横浜市東寺尾地域ケアプラザ 開所 通所介護45名 地域交流、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業
平成14年	4月	介護老人保健施設「わかたけ富岡」 開所 入所120名、ショートステイ20名
平成15年	5月	横浜市片倉三枚地域ケアプラザ 定員変更 通所介護45名→50名
平成16年	4月	グループホーム「わかたけ西菅田」 開所 定員18名（9名×2ユニット）
平成17年	3月	横浜市富岡東地域ケアプラザ 開所 通所介護 47名 地域交流、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業
平成17年	4月	グループホーム「わかたけ小机」 開所 定員18名（9名×2ユニット）
平成17年	8月	訪問介護「東白楽事業所」 開所
平成18年	3月	介護老人福祉施設「わかたけ青葉」 開所 入所介護100名、ショートステイ20名、通所介護20名
平成18年	9月	介護老人保健施設「リハビリゾート青葉」 開所 入所介護100名、通所リハビリテーション40名
平成18年	9月	横浜市沢渡三ツ沢地域ケアプラザ 開所 通所介護45名 地域交流、地域包括支援センター、居宅介護支援事業
平成19年	4月	かながわ地域活動ホーム「ほのぼの」 開所
平成19年	7月	訪問介護「わかたけ」 開所
平成19年	12月	わかたけナイトケアステーション（夜間対応型訪問介護）開始
平成21年	4月	ありまクリニック 開院
平成21年	7月	横浜市中川地域ケアプラザ 開所 通所介護20名 地域交流、地域包括支援センター、居宅介護支援事業
平成21年	11月	夢タウンわかたけ 開所（ありまクリニック内） 通所リハビリテーション34名
平成21年	12月	わかたけプラザクリニック（旧 ありまクリニック）名所変更

平成22年	8月	訪問介護「わかたけプラザ」開始（わかたけプラザ内） 「わかたけケアプラン東白楽」開始（東白楽事業所内） 訪問介護わかたけ 訪問介護事業を東白楽事業所に統合
平成23年	3月	障害者支援事業共同生活援助 ケアホーム「ひだまり」 開所 定員6名
平成23年	11月	横浜市六角橋地域ケアプラザ 開所 地域交流、地域包括支援センター、居宅介護支援事業
平成24年	9月	障害者支援事業共同生活援助 ケアホーム「むさし」 開所 定員7名
平成25年	5月	介護老人福祉施設「わかたけ鶴見」 開所 入所介護100名、ショートステイ20名
平成25年	6月	かながわライフサポート事業 参加
平成26年	4月	サービス付き高齢者向け住宅「わかたけの杜」 開所 第1期 約20㎡ 20戸 約40㎡ 4戸 約50㎡ 20戸 設置 訪問介護「わかたけの杜 訪問介護事業所」 開所
平成26年	8月	認知症対応型通所介護「わかたけの家三ツ沢」 開所 定員7名
平成26年	10月	夜間対応型訪問介護 「わかたけ ナイトケアステーション 青葉」 開所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 「わかたけ 24ケアステーション 青葉」 開所
平成26年	11月	障害者グループホーム支援センター「アシスト」 開所
平成26年	12月	複合施設「品川区立杜松ホーム」 開所 特別養護老人ホーム（入所介護29名） 小規模多機能型居宅介護（定員25名） 認知症対応型共同生活介護（定員18名） ショートステイ12名
平成26年	12月	サービス付き高齢者向け住宅 わかたけの杜 第2期 約50㎡ 22戸 設置
平成27年	2月	横浜市障害者後見的支援事業 受託 障害者支援事業共同生活援助 グループホーム「なでしこ」開所 定員7名 ほのぼの 相談分室 開所
平成27年	2月	神奈川区障害者後見支援室「おんぶ」 開所
平成28年	3月	障害者支援事業共同生活援助 グループホーム「やまと」開所 定員7名

	<p>平成28年12月 横浜市すすき野地域ケアプラザ 開所 地域交流、生活支援、地域包括支援センター、居宅介護支援事業</p> <p>平成30年 9月 居宅介護支援事業 「わかたけケアプラン青葉」 事業認可</p> <p>平成31年 3月 こがね町すこやかクリニック (旧 わかたけプラザクリニック) 名所変更</p> <p>平成31年 3月 横浜市富岡東地域ケアプラザ内 認知症対応型通所介護 閉鎖</p> <p>令和 元年 6月 認知症対応型通所介護「わかたけの家三ツ沢」 閉鎖</p> <p>令和 2年 4月 介護老人福祉施設 「わかたけ南」 開設予定 入所介護150名、ショートステイ10名</p>
事業内容等	<p>社会福祉事業の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 【若竹苑、わかたけ富岡、わかたけ青葉、わかたけ鶴見、品川区立杜松ホーム、わかたけ南】 ※短期入所生活介護事業も含む ・介護老人保健施設 【リハビリゾートわかたけ、リハビリゾート青葉】 ※短期入所療養介護事業も含む ・小規模多機能型居宅介護 【品川区立杜松ホーム】 ・サービス付き高齢者向け住宅 【わかたけの杜】 ・地域ケアプラザ 【片倉三枚、東寺尾、富岡東、沢渡三ツ沢、中川、六角橋、すすき野】 ・認知症対応型共同生活介護 【わかたけ西菅田、わかたけ小机、品川区立杜松ホーム】 ・地域活動ホーム 【ほのぼの】 ・神奈川県障害者後見支援室 【おんぶ】 ・障害者支援事業共同生活援助 【ひだまり、むさし、なでしこ、やまと】 ・訪問介護 【東白楽、わかたけの杜】 ・夜間対応型訪問介護 【東白楽、わかたけの杜】 ・居宅介護支援事業 【若竹苑、リハビリゾート青葉、東白楽、わかたけケアプラン青葉、各地域ケアプラザ】 ・通所介護 【若竹苑、わかたけ青葉、各地域ケアプラザ】 ・通所リハビリテーション 【リハビリゾートわかたけ、リハビリゾート青葉、夢タウンわかたけ】 ・クリニック 【こがね町すこやかクリニック】

財務状況	[Redacted]
連絡担当者	[Redacted]
特記事項	